

特別児童扶養手当のしおり

特別児童扶養手当とは、身体または精神に障害のある20歳未満の児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

1) 手当を受けることができる人

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人です。

2) 手当月額（令和5年4月～）

区分	1級	2級
月額	53,700円	35,760円

※この額は法改正により変更する場合があります。

3) 所得の制限

扶養親族等の数	受給者(申請者)	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000

受給者、その配偶者又は生計同一の扶養義務者の前年の所得がそれぞれ左表の額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給されません。

4) 請求手続き

支給条件に該当する方は、お住まいの市町村で請求の手続きをしてください。**受給資格があっても、請求しないと受給できませんのでご注意ください。**請求後、障害の判定を行い、認定の可否を決定します。

提出書類

- ・認定請求書
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本（交付から1ヶ月以内のもの）
- ・世帯員全員の住民票の写し（交付から1ヶ月以内のもの）
- ・診断書（作成から2ヶ月以内のもの）
- ・振込先口座申出書（後日提出も可能）



※1 請求者等のマイナンバーの記載と、これに伴う請求者本人の本人確認が必要です。

※2 療育手帳や身体障害者手帳の写しを診断書の提出に代えることが可能な場合がありますので、お問い合わせ下さい。

※3 この他に書類が必要な場合がありますので、市町村窓口にてご確認ください。

5) 手当の支払日

手当は知事の認定を受けると、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支払月	支払日	支払方法
4月(12~3月分)	各支払月の11日 (土・日・祝日に当たる場合は 直前の金融機関の営業日)	金融機関への 口座振込
8月(4~7月分)		
11月(8~11月分)		

6) 認定後の届出

◆障害有期認定満了に伴う継続支給額

継続して手当を受給する場合は継続支給額の提出が必要です。市町村から満了日の約2ヶ月前に通知がありますので、期日までに必要書類（診断書等）を提出してください。なお、満了月の月末までに提出しない場合、手当の不支給期間が発生します。

◆所得状況届

毎年8月12日から9月11日までに市町村に提出してください。この期間内に提出しない場合、8月以降の手当が差し止めされます。また、2年間提出しないと受給資格を失います。

◆額改定請求、額改定届

対象となる児童の障害の状態に変更があった場合（例：療育手帳「B」から「A」になった場合など）、対象となる児童の数に変更があった場合は提出が必要です。

7) 受給資格を失った場合（資格喪失届）

児童が施設入所する等により手当が受けられなくなったときは、速やかにお住まいの市町村の窓口へ届け出てください。届出が遅れたことにより過払いとなった手当は**全額返還**していただきますのでご注意ください。

特に、施設入所となった場合で、届出が遅れたことにより手当返還額が高額となる事例が見受けられます。

児童が施設に入所される場合は速やかに届出を行うようにしてください。

◎各市町村の窓口（来所相談される場合は事前にご連絡ください。）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
秋田市	障がい福祉課	018-888-5663	小坂町	福祉課	0186-29-3925
能代市	福祉課	0185-89-2153	上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222
横手市	子育て支援課	0182-35-2133	藤里町	町民課	0185-79-2113
大館市	子ども課	0186-43-7054	三種町	福祉課	0185-85-4836
男鹿市	子育て支援課	0185-27-8074	八峰町	福祉保健課	0185-76-4608
湯沢市	子ども未来課	0183-78-0166	五城目町	健康福祉課	018-852-5128
鹿角市	福祉総務課	0186-30-0238	八郎潟町	福祉課	018-875-5808
由利本荘市	福祉支援課	0184-24-6314	井川町	健康福祉課	018-874-4417
潟上市	社会福祉課	018-853-5314	大潟村	福祉保健課	0185-45-2114
大仙市	子ども支援課	0187-63-1111	美郷町	福祉保健課	0187-84-4907
北秋田市	こども課	0186-62-6638	羽後町	健康福祉課	0183-62-2111
にかほ市	福祉課	0184-32-3034	東成瀬村	民生課	0182-47-3405
仙北市	子育て推進課	0187-43-2280			

◎認定に関するお問い合わせ先

名称	所管市町村	電話番号
秋田県北福祉事務所	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村	☎0186-52-3951
秋田県山本福祉事務所	能代市、三種町、藤里町、八峰町	☎0185-55-8020
秋田県中央福祉事務所	秋田市、潟上市、男鹿市、にかほ市、由利本荘市、八郎潟町、井川町、五城目町、大潟村	☎018-855-5175
秋田県南福祉事務所	横手市、大仙市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	☎0182-32-3294

◆リーフレット発行元

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 秋田市山王4-1-1 TEL.018-860-1344【令和5年4月発行】

この印刷物は3,000部作成し、その経費は1部あたり6^{〇〇}円です。